

◎新潟県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 荒浜中田線
- 2 供用開始の区間  
柏崎市荒浜三丁目字池尻1861番1 から刈羽郡刈羽村大字正明寺字曲戸986番1 まで
- 3 供用開始の期日 令和6年3月26日